

(その1)

収支報告書

(令和2 年分
開催分)

(ふりがな) じゅんせいかい

1 政治団体の名称 淳正会

2 主たる事務所の所在地 香川県高松市三名町569-3
(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) (名)
 小川 淳也

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
 小川 明子

事務担当者の氏名
(姓) (名)
小川 明子

(電話) 087-814-5600

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分	
政党の支部 政治資金団体	政治資金規正法第18条の2第1項 規定による政治団体 ✓その他の政治団体 その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
2以上の都道府県の区域等	✓同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
(有) ✓ 無	公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) <u>現職</u>
	資金管理団体の(姓) (名) 届 <u>小川 淳也</u>

国会議員関係政治団体の区分	
	政治資金規正法第19条の7第1項 ✓第1号に係る国会議員関係政治団体 政治資金規正法第19条の7第1項 ✓第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者(姓) (名) の氏名 <u>小川 淳也</u>	
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者(姓) (名) の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者(姓) (名) の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(注) ※印の項目には、複数の期間がある場合で2つめ以降の期間を「H20/6/1~H20/7/31, H20/9/1~H20/10/31」のように記載して下さい。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	31,275,167
(前年からの繰越額)	21,662,084
(本年の収入額)	9,613,083
支 出 総 額	2,000,700
翌 年 へ の 繰 越 額	29,274,467

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数	0

(2) 寄 附	
ア 寄附(イを除く。)の区分	
(ア) 個人からの寄附	3,662,886
(うち特定寄附)	0
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0
(ウ) 政治団体からの寄附	5,950,000
小計(ア)+(イ)+(ウ)	9,612,886
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0
イ 政党匿名寄附	0
合計(ア+イ)	9,612,886

(その6)

(6) その他の収入

摘 要	金 額	備 考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	197	
合 計	197	

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人からの寄附	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
赤松 広隆	300,000	R. 02. 01. 06	愛知県名古屋市中川区福住町5-6	衆議院議員	
白川 玉枝	100,000	R. 02. 04. 17	東京都羽村市緑ヶ丘2-1-2 ライオンズマンション羽根村富士見公園309	無職	
井上 誠	100,000	R. 02. 05. 29	大阪府堺市南区竹城台4-14-6	会社役員	
井上 阿佐美	80,000	R. 02. 06. 15	大阪府堺市南区竹城台4-14-6	会社役員	
藤林 弘資	10,000	R. 02. 06. 22	京都府宇治市五ヶ庄大林28番地	会社員	
中川 威	49,000	R. 02. 07. 03	東京都墨田区墨田4-32-11	会社員	
西森 茂	100,000	R. 02. 07. 06	香川県高松市中山町255-6	農業	
兼平 裕子	20,000	R. 02. 07. 10	香川県高松市屋島西町1916-804	教員	
白川 洋一	100,000	R. 02. 07. 17	東京都千代田区二番町10-20	医師	
檜垣 理恵	5,000	R. 02. 07. 20	神奈川県横浜市青葉区田奈町31-3 ライムライト青葉401	パート	
島野 三千代	10,000	R. 02. 07. 20	東京都杉並区荻窪1-37-6	パート	
大和田 利明	30,000	R. 02. 07. 21	福島県福島市大森字鶴巻6-11	税理士	
光田 敦代	5,000	R. 02. 07. 27	奈良県奈良市学園大和町2丁目116-5 ローレルコートエスタ学園前305号	ボーカル講師	
中村 美登里	500,000	R. 02. 07. 30	香川県小豆郡土庄町小部乙780-2	会社役員	
小倉 京子	50,000	R. 02. 08. 03	東京都新宿区神楽坂5-20-5-1409	弁護士	
この頁の小計	1,459,000				
その他の寄附	0				
合計					

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
露木 千尋	100,000	R. 02. 08. 13	静岡県沼津市本田町5-21	弁護士		
浅田 博造	100,000	R. 02. 08. 14	愛知県春日井市柏原町1-194-2	公務員		
田中 浩	100,000	R. 02. 08. 29	東京都狛江市岩戸北2-12-15	会社員		
春山 九州男	30,000	R. 02. 09. 09	福岡県福岡市中央区大名2丁目10-23	弁護士		
菅原 昭人	10,000	R. 02. 09. 15	栃木県宇都宮市本丸町11-7-101	鍼灸マッサージ師		
松原 正昭	100,000	R. 02. 09. 16	京都府京都市中央区藤木町27	会社役員		
小長谷 潔	10,000	R. 02. 09. 30	東京都世田谷区用賀2-28-11-601	会社員		
篠田 まゆみ	30,000	R. 02. 10. 02	東京都杉並区阿佐谷南3-35-15-1004	介護士		
千原 和子	10,000	R. 02. 10. 08	大阪府大阪市北区東天満1-2-1-101	会社員		
川村 明香	50,000	R. 02. 10. 14	神奈川県横浜市中区本牧宮原11-3-608	自営業		
長田 眞理弥	50,000	R. 02. 10. 28	香川県小豆郡土庄町馬越甲1139-1	会社役員		
安河内 真知子	10,000	R. 02. 11. 05	福岡県福岡市中央区薬院4-18-21-802	無職		
長谷川 秀生	30,000	R. 02. 11. 09	愛知県春日井市町屋町1-28	無職		
谷口 フジ	5,000	R. 02. 11. 18	東京都杉並区荻窪3-7-1-9-304	無職		
大沢 力	50,000	R. 02. 11. 25	神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町1678-55	会社員		
この頁の小計	685,000					
その他の寄附	0					
合計						

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
飯塚 敏裕	50,000	R. 02. 12. 01	東京都港区海岸3-7-8-203	会社役員		
松崎 光成	31,736	R. 02. 12. 01	香川県高松市宮脇町1-16-20 プレステージ宮脇201号	無職		
津久井 精一	50,000	R. 02. 12. 03	北海道中川郡豊頃町礼作別308	自営業		
山邊 和興	10,000	R. 02. 12. 04	香川県高松市屋島西町678-80 アルファシティ屋島壱番館211	会社員		
夏野 圭司	50,000	R. 02. 12. 18	富山県黒部市荒俣3711-1	会社役員		
兼光 弘幸	240,000	R. 02. 12. 25	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士		
大庭 隆志	30,000	R. 02. 06. 23	沖縄県沖縄市美原2-24-16	公務員		
大庭 隆志	30,000	R. 02. 12. 29	沖縄県沖縄市美原2-24-16	公務員		
菅原 健吾	5,000	R. 02. 04. 15	宮城県栗原郡栗駒文字深戸30	無職		
菅原 健吾	5,370	R. 02. 06. 12	宮城県栗原郡栗駒文字深戸30	無職		
菅原 健吾	5,000	R. 02. 12. 15	宮城県栗原郡栗駒文字深戸30	無職		
尾形 仁子	30,000	R. 02. 12. 11	北海道札幌市厚別区青葉町3丁目3-1-506	勤務医		
佐藤 拓道	50,000	R. 02. 02. 22	東京都江戸川区江戸川2-15-1-526	医師		
〃	30,000	R. 02. 05. 24	〃	〃		
新関 徳次郎	50,000	R. 02. 08. 21	山形県山形市古館31	会社役員		
この頁の小計	667,106					
その他の寄附	0					
合計						

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人からの寄附	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備考
神津 ゆかり	20,000	R. 2. 09. 01	長野県松本市松原84-6	市議会議員	
この頁の小計	20,000				
その他の寄附	831,780				
合計	3,662,886				

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体からの寄附		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
立憲民主党	550,000	R. 02. 01. 10	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3F	枝野 幸男		
立憲民主党	550,000	R. 02. 02. 10	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3F	枝野 幸男		
立憲民主党	550,000	R. 02. 03. 10	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3F	枝野 幸男		
立憲民主党	550,000	R. 02. 04. 10	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3F	枝野 幸男		
立憲民主党	550,000	R. 02. 05. 08	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3F	枝野 幸男		
立憲民主党	550,000	R. 02. 06. 10	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3F	枝野 幸男		
立憲民主党	550,000	R. 02. 07. 10	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3F	枝野 幸男		
立憲民主党	550,000	R. 02. 08. 07	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3F	枝野 幸男		
立憲民主党	550,000	R. 02. 09. 03	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3F	枝野 幸男		
郵政未来研究会	1,000,000	R. 02. 10. 01	東京都台東区東上野5-2-2	柴 慎一		
この頁の小計	5,950,000	✓				
その他の寄附	0					
合計	5,950,000	✓				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額 (単位：円)	備考
1 経常経費	0	
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	700	
小 計	700	
2 政治活動費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティ開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	2,000,000	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	2,000,000	
合 計	2,000,700	✓

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（事務管理費）	
支出の目的	金額 (単位：円)	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、事務所所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	700				
合計	700				

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分		寄附・交付金（寄附金）	
支出の目的	金額 (単位：円)	年月日	支出を受けた者の 氏名（団体にあつて は、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあつては、主 たる事務所の所在地）	備考
政治団体寄附	1,000,000	R. 02. 03. 30	小川淳也後援会	香川県高松市三名町569-3	
政治団体寄附	1,000,000	R. 02. 07. 14	小川淳也後援会	香川県高松市三名町569-3	
この頁の小計	2,000,000				
その他の支出	0				
合計	2,000,000				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

12月31日において有する資産等(土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金(普通預金及び当座預金を除く。(その18)において同じ。))又は貯金(普通貯金を除く。(その18)において同じ。)、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。(その18)において同じ。)については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領 収 書 等 の 写 し
- 2 監 査 意 見 書 (政 党 本 部 及 び 政 治 資 金 団 体 に 限 る。)
- ③ 政 治 資 金 監 査 報 告 書 (国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 に 限 る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 1 月 18 日

政治団体の名称

淳正会

会計責任者の氏名

小川 明子



代表者の氏名
(解散の場合のみ)



- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 解散の場合のみ、代表者も記名押印又は署名をすること。
- 3 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体(当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。)にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては、領収書等の写しを提出すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込み明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

政治資金監査報告書

令和3年1月18日

淳正会
代表 小川 淳也 殿

登録政治資金監査人

永村 亨 氏

登録番号 第 334 号

研修了年月日 平成21年1月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、淳正会の令和2年1月1日から令和2年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、淳正会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳

簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等の支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

淳正会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、淳正会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上